

## ■後期高齢者医療特別会計 [国保年金課 所管]

### 1 概要

高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の高齢者について新たに独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始された。

後期高齢者医療制度は、広域的に事務処理を行うことが効率的であることから、茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が保険者としての役割を担い、被保険者の認定や保険料額の決定、医療給付などの制度運営を行っている。市は、各種届出の受付や被保険者証の発行などの窓口業務と保険料の徴収を行っている。

### 2 予算の状況

後期高齢者医療特別会計予算は、市が行う保険料徴収事務等に要する経費及び広域連合へ納付する納付金が主なものである。

平成28年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ4億1,236万3千円で前年度比3,186万2千円、8.37%の増額となっている。

#### 【被保険者数の状況】

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
被保険者数 (各年度6月末現在の人数)	4,893人	5,036人	5,373人	5,705人

※市町村別被保険者数推移一覧より（提供元：茨城県後期高齢者医療広域連合）  
平成28年度分は市で推計

#### （1）歳入

歳入予算については、「1款 後期高齢者医療保険料」として特別徴収・普通徴収現年度・過年度あわせて2億9,911万3千円を計上した。前年度より2,332万3千円の増額となっている。

保険料の算定根拠となる被保険者数は、平成28年6月末（保険料の本算定期）の被保険者数を5,705人と推計し、前年度同様、均等割額3万9,500円、所得割率8.00%で積算した。徴収方法は、年金からの特別徴収が60.60%、納付書等による普通徴収が39.40%と見込んだ。

また、徴収率は、当市の平成26年度徴収率を基にしている。

一般会計からの「3款 繰入金」は、1億708万8千円で前年度より855万3千円の増額である。内訳は、被保険者証の発行や保険料徴収事務に要する経費、人件費の「事務費繰入金」1,793万8千円、低所得者の保険料軽減分を財政支援するための「保険基盤安定繰入金」8,915万円である。なお、「保険基盤安定繰入金」は、茨城県が3/4・市が1/4の負担となっている。

#### （2）歳出

歳出予算については、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための「1款 総務費」として、被保険者証の交付や給付申請受付に要する経費、人件費など一般管理費2,139万円、保険料の徴収経費186万9千円の合計2,325万9千円を計上した。

「2款 後期高齢者医療広域連合納付金」は、徴収した保険料と一般会計から繰入した保険基盤安定分を広域連合へ納付するものであり、歳入に計上した保険料、延滞金、保険基盤安定繰入金の合計額と同額の3億8,827万3千円を計上した。

予算総括表

歳入

(単位:千円 %)

款	平成28年度	平成27年度	比較	増減率	構成比
1 後期高齢者医療保険料	299,113	275,790	23,323	8.45	72.54
2 使用料及び手数料	96	92	4	4.34	0.02
3 繰入金	107,088	98,535	8,553	8.68	25.96
4 繰越金	1	300	△299	△99.66	0.01
5 諸収入	6,065	5,784	281	4.85	1.47
歳入合計	412,363	380,501	31,862	8.37	100.00

歳出

(単位:千円 %)

款	平成28年度	平成27年度	比較	増減率	構成比
1 総務費	23,259	22,801	458	2.00	5.64
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	388,273	356,869	31,404	8.79	94.16
3 諸支出金	331	331	0	0	0.08
4 予備費	500	500	0	0	0.12
歳出合計	412,363	380,501	31,862	8.37	100.00